

旭川市地域見守りアプリ「みまもりあい」 検索者系統 利用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、旭川市地域見守りアプリ「みまもりあい」利用規約（以下、「規約」という。）第3条の規定に基づき、旭川市地域見守りアプリ「みまもりあい」検索者系統機能の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用目的)

第2条 本アプリは、現状で地域コミュニティや福祉業務担当者が運用している地域見守り体制が抱える課題を解決する一助となるようなシステムを、デジタル・IT技術により構築したものであり、地域での見守り体制の構築及び体制の強化により、同じ地域住民である見守り対象者や検索者がつながり、希薄化した地域コミュニティの再活性化及び地域コミュニティ維持への意識向上につなげることを目指すため利用するものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象者

生活に際し、見守りなどの支援が必要な市民をいう。

(2) 事案

対象者が徘徊又は失踪することをいう。

(3) 搜索

事案発生時に、対象者を捜し出すための行動をとることをいう。

(4) 見守り希望者

対象者のうち、見守られることを希望して、アプリへの利用登録を行う者をいう。

(5) 見守り希望者家族

見守り希望者の親族又は見守り希望者と生計を一にする者をいう。

(6) 登録者系統

見守り希望者及び見守り希望者家族が使用できるアプリの機能をいう。

(7) 搜索者

事案発生時に、ボランティア等で搜索協力する者をいう。

(8) 搜索者系統

搜索者が使用できるアプリの機能をいう。

(9) 搜索者団体

搜索者の所属する組織をいう。

(10) 搜索者団体統括者

搜索者団体の代表者をいう。

(11) 管理者

アプリの管理運営を行う者をいう。

(搜索者団体の対象者)

第4条 この要綱において、対象は次に掲げる団体とする。

(1) 町内会・市民委員会

(2) 地域包括支援センター

(3) 介護事業所

(4) 医療機関

(5) 福祉関連業務、地域での見守り活動に関連する業務を所管する行政機関

(6) 地域の見守り活動や事案発生時の搜索活動協力を行う民間企業

(7) 地域の見守り活動や事案発生時の搜索活動協力を行う地域団体（ボランティア団体、学生

旭川市地域見守りアプリ「みまもりあい」 検索者系統 利用要綱

団体を含む。)

(8) その他、市長が適当と認める団体等

(検索者系統の利用対象者)

第5条 検索者系統の利用者は、前項のいずれかの検索者団体に所属している者とする。

2 検索者団体への登録及び検索者系統の利用登録は、検索者団体統括者より利用承認を得るものとする。

3 検索者系統の利用者は、複数の検索者団体に重複し登録することが出来るが、各検索者団体に登録の際に、その検索者系統統括者より利用承認を得るものとする。

(利用の届出)

第6条 前条の規定による検索者団体統括者は、「旭川市地域見守りアプリ「みまもりあい」 検索者系統利用届出書（様式第1号）」により、本市へ届出を行う。

(利用の決定)

第7条 本市は、前条の規定による届出があったときは内容を確認し、適当と認めたときは、利用対象者に「旭川市地域見守りアプリ「みまもりあい」 検索者系統利用決定通知書（様式第2号）」により通知するものとする。

(検索者の管理)

第8条 検索者団体統括者は、統括する検索者団体のアプリ上の管理・運営及び検索者団体に登録している検索者の管理に対する責任を負う。

(検索者団体の内容変更)

第9条 検索者団体統括者は、統括する検索者団体の登録内容に変更があった場合は、速やかに管理者へ届出を行うものとする。

(検索者団体のアプリの使用休止)

第10条 検索者団体統括者は、統括する検索者団体が一時的にアプリの使用を休止する場合は、速やかに管理者へ届出を行うものとする。

(検索者団体の登録解除)

第11条 検索者団体統括者は、統括する検索者団体の登録解除を行う場合は、速やかに管理者へ届出を行うものとする。

(アプリ内で共有可能な情報)

第12条 アプリ内グループチャット・掲示板にて情報を記載・共有できるものは、地域見守りに関連する行事・イベント情報や、事案発生時の見守り希望者の情報及び見守り希望者の検索に必要な情報（模擬検索訓練時を含む。）とする。

2 見守り希望者及び見守り希望者家族の個人情報の閲覧・書き込みは、見守り希望者の事案発生による搜索体制構築時のみとする。

3 グループチャット・掲示板での情報発信者は、発信した情報に対する責任を負うものとし、グループチャット・掲示板にて知り得た見守り希望者の個人情報は、外部への拡散を禁ずる。

(利用料)

第13条 規約第5条第3項の規定を適用する。

旭川市地域見守りアプリ「みまもりあい」 検索者系統 利用要綱

(利用の停止等及び利用対象者の責任)

第14条 規約第6条の規定を適用する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

(附 則) この要綱は、令和6年9月6日から施行する。